平成２６年（フ）第５１０号
埼玉県越谷市大字大房953番地
破産者　有限会社丸菱金属印刷工業所
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３６０号
兵庫県三木市志染町広野１丁目67番地、旧本店所在地兵庫県姫路市御国野町国分寺559番地
破産者　株式会社エルフーズ
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４５２号
兵庫県姫路市本町68番地
破産者　株式会社松屋
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第９３３号
福岡市東区多の津５丁目54番９号
破産者　安藤　　裕
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９３４号
福岡市東区多の津５丁目54番９号
破産者　安藤　容子
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９０２号
福岡県大野城市つつじケ丘３丁目17番13号
破産者　株式会社松甚
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３７３号
北海道北斗市谷好４丁目１番43号
破産者　有限会社佐藤タイヤサービス
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１６２１号
横浜市戸塚区矢部町260番地
破産者　株式会社コスミック
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２１号
神奈川県中郡二宮町二宮879番地
破産者　有限会社平塚ストアー
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４４８号
神奈川県厚木市中町４丁目８番14号
破産者　特定非営利活動法人ぽっかぽか
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３９４号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町５丁目148番地３
破産者　安東　宏高
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５９１号
静岡市葵区大岩１丁目６番47号、旧本店所在地静岡市葵区両替町２丁目７番10号両替町ビル５階
破産者　清算会社有限会社大石興業（旧商号有限会社静岡ケントス）
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８号
静岡県賀茂郡松崎町宮内42番地の１
破産者　株式会社関商店
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第９６号
岡山県勝田郡奈義町豊沢337番地の１
破産者　有限会社王将
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第９２３号
広島市安芸区瀬野西５丁目17番15号
破産者　ネクストライフ株式会社
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１００号
愛媛県新居浜市西連寺町１－２－431　角野ハイツ101号室、商業登記簿上の本店所在地愛媛県新居浜市新須賀町１丁目５番２号
破産者　有限会社リンクル
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１３２６号
福岡県福津市宮司元町３番１号
破産者　カーメイク水上こと　水上　晶博
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３３０号
福岡県福津市中央１丁目14－９、住民票上の住所福岡県古賀市久保1309番地２　ＪＧＭ千鳥タウンコートＦ棟701号
破産者　國武　和晶
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６０６号
福岡市南区警弥郷２丁目２番４－502号
破産者　奥田　美加
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７６０号
福岡県太宰府市通古賀５丁目８番17号
破産者　立野　義幸
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７８５号
福岡市東区松島３丁目７番７－603号
破産者　松尾　英樹
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部